

1. 策定趣旨

昭和56年に世界で初めてエイズの症例が報告されて以降、世界的な規模で感染が拡大し、我が国においても、昭和60年に初めてエイズ患者が確認され、年々、HIV感染者・エイズ患者が増加しています。

我が国の年間報告数は、平成20年で、HIV感染者1,126件、エイズ患者431件と、いずれも過去最高となっており、報告数の合計1,557件を平均すると、「1日あたり4.3件」が報告されたこととなります。この患者・感染者は、どの年齢でも増加していますが、特に、若い年齢ほど増えているのが特徴となっています。

本市においては、平成元年よりHIV抗体検査を開始し、その後、検査体制の拡充により検査件数が増加し、平成20年の年間発生報告数は、HIV感染者10件、エイズ患者4件の合計14件と増加の傾向にあります。

そこで本市は、エイズ・性感染症の予防と蔓延防止のため、実効性のある取り組みを総合的かつ効果的に推進することが重要と考え、「仙台市エイズ・性感染症対策に関する基本方針」を策定することとしました。

2. 基本理念

エイズ・性感染症の予防と蔓延防止のためには、自分を大切にすると共に、相手を思いやる気持ちが大切です。

そこで、市民一人ひとりが、エイズ・性感染症を自らの問題として理解を深め、自他共に尊重できるより良い人間関係の構築と偏見、差別のない社会環境を目指し、市民協働によるエイズ・性感染症対策を推進します。

本市では、このような基本理念のもと、次の3つの視点を掲げて、エイズ・性感染症対策を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 正しい知識の普及啓発

市民がエイズ・性感染症についての正しい知識を身に付け、適切な行動が出来るよう、普及啓発に取り組みます。

(2) 検査体制・相談の充実

市民が安心してH I V等の検査を受け、相談・カウンセリングにより自らの行動を振り返ることが出来るよう、検査体制・相談の充実に取り組みます。

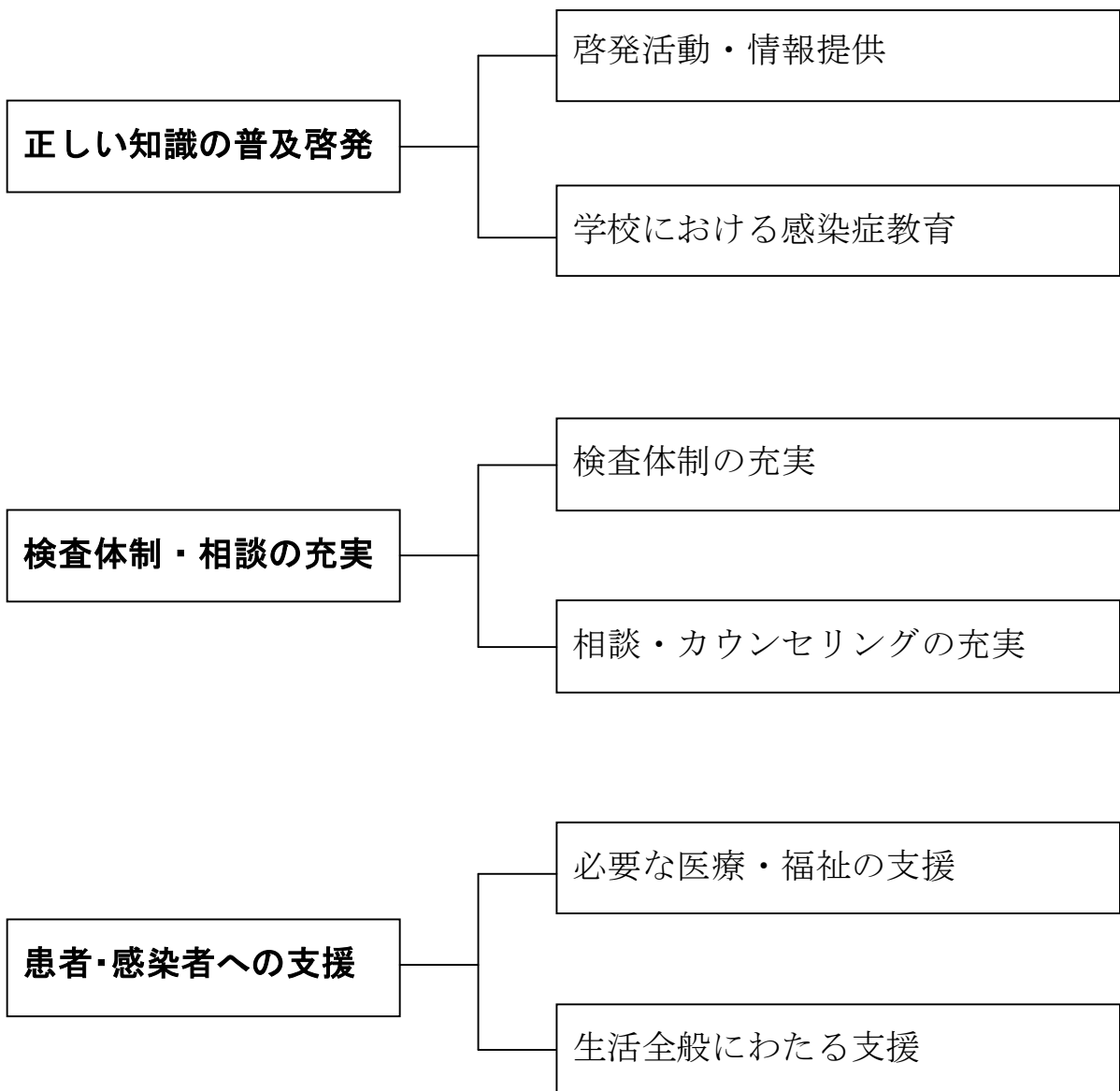
(3) 患者・感染者への支援

患者・感染者が必要な医療・福祉を受けられ、かつ偏見・差別のない社会生活を送ることが出来るよう、生活全般にわたる支援に取り組みます。

3. 施策体系

< 3つの視点 >

< 6つの基本施策 >



4. 基本施策

視点1 「正しい知識の普及啓発」

(1) 啓発活動・情報提供

エイズ・性感染症が身近な問題であるにもかかわらず、新規の感染者が増加傾向にあることは、感染予防の認識が低下しているためと考えられます。したがって今後一層、H I V感染者との共生の認識を含む積極的な啓発活動や効果的な情報提供を行う必要があります。

<具体的な取組み>

H I V感染者は20歳代・30歳代の若い世代に多く、また、エイズ患者は30歳代から50歳代までの働き盛りの世代に多く、しかも、主な感染経路は男性同性間の性的接触とされています。

一方、性器クラミジアなどの性感染症は、H I V感染者と同様に、20歳代・30歳代の世代に多く、性感染症の感染によって炎症や潰瘍があると、H I V感染のリスクが高まるとの指摘もあることから、エイズ対策と性感染症対策を併行して行うことが重要です。

そこでエイズ・性感染症の予防と蔓延防止のため、高齢者までの幅広い年齢層に対する啓発活動を行うとともに、NPOなどの自発的な活動と連携しながら、青少年・同性愛者・性風俗・外国人などの個別施策層にターゲットを絞った情報提供に努めます。

<啓発活動>

- ① ポスター、チラシ、カード等の作成と配布
- ② レッドリボン・キャンペーンの実施
- ③ 地域・職場に向けての出前講座の実施

<情報提供>

- ① 広報誌や市ホームページ等による情報発信
- ② 学校、医療機関、集客施設、報道機関等を通じた正しい知識の普及啓発
- ③ NPO等と連携し、男性同性愛者を対象とした情報発信
- ④ 医療機関等への発生動向や検査体制の情報提供

（２）学校における感染症教育

思春期の若者に対するエイズ・性感染症対策については、成人と異なり、発達段階を考慮した教育が重要です。中学生と高校生でも、学年によって発達段階が異なり、特に、低学年では多様性が大きいことから、細心の配慮の下で感染症教育を行う必要があります。

＜具体的な取組み＞

学校における感染症教育は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて教育活動全体を通じて実施しておりますが、一人一人の発達段階に差があることから、個に応じた指導を推進するための対応方法や相談しやすい環境づくりの強化が必要となっています。

今後の取組みとして、個別指導については、学校の相談体制を作ることに加え、保健所、相談窓口、医療機関等と連携することで、効果的な取組みが期待できることから、学校と関係機関との連携を推進します。

また、児童生徒が相談しやすい環境づくり、中・高間の連携の強化や研修の充実に努め、保護者の理解と協力を得ながら感染症教育を進めてまいります。

- ① 「体育」「保健体育」を中心に、理科・家庭科等関連教科等で指導
- ② 教職員対象の指導内容及び指導方法等の研修
- ③ 個別指導の充実が図れる相談体制づくり
- ④ 授業参観・懇談会、PTA行事、おたより等による啓発活動

視点2 「検査体制・相談の充実」

(1) 検査体制の充実

H I V抗体検査は、感染を早期に発見して、早期に治療に結びつけるものであり、また、同時に行われる相談は自らの行動を振り返る機会となります。そこで今後とも、男性同性愛者や若い世代等のニーズを踏まえ、安心して検査が受けられるような検査体制の充実を図る必要があります。

<具体的な取組み>

現在、本市のH I V抗体検査の体制は、各区（5ヶ所）の保健福祉センターの平日検査に加え、青葉区保健福祉センターの平日（夜間）検査と休日（午後）検査のほか、国分町夜間検査（迅速検査）を実施しており、検査数は年々増加しています。

今後は、N P Oなど一層の連携を図りながら、個別施策層が利用しやすいH I V抗体検査体制の充実を目指すと共に、性器クラミジア等の性感染症検査の導入に努めます。

- ① N P O等と連携したH I V抗体検査の充実
- ② 性器クラミジア等の性感染症検査の導入
- ③ 被検者の利便性を配慮した検査体制づくり

(2) 相談・カウンセリングの充実

感染不安についての相談は、エイズ・性感染症に関する予防の重要性・必要性の理解を深め、自らの行動を振り返る絶好の機会です。そこで今後は、NPOなどと連携した相談機能を導入するなど、相談・カウンセリングの充実を図る必要があります。

<具体的な取組み>

本市は、平成元年よりHIV抗体検査を開始し、その後、検査体制の拡充や迅速検査の導入等により、検査件数は年々増加しており、相談や検査前・後のカウンセリングも行ってきました。

しかし、保健福祉センター内で行われているHIV抗体検査は、特に、若い世代にとっては、実施場所や時間帯等から利用しにくいとされています。

そこで今後は、カウンセリング・スタッフのスキル・アップはもとより、NPOなどとの連携を図り、思春期を中心とした若い世代や男性同性愛者などが気軽に立ち寄り、安心して情報交換できるような相談・カウンセリングの充実に努めます。

- ①エイズ拠点病院の協力による従事スタッフの研修実施
- ②NPO等の相談支援と連携した相談・カウンセリングの充実
- ③NPO等との連携による相談機能に関する情報提供

視点3 「患者・感染者への支援」

(1) 必要な医療・福祉サービスの支援

エイズは、医学の進歩により「不治の病」から「コントロール可能な病」の側面をもつようになりました。そこで今後は、患者・感染者が、安心して必要な医療と福祉サービスを受けることができるよう、社会全体で支援する必要があります。

<具体的な取組み>

抗H I V薬の開発により、治療を続けながら病状の悪化を防ぐことが可能になりましたが、本市においても、エイズの発症による後遺症で慢性障害を生じる患者が増え、H I V治療以外の一般医療や福祉サービスの必要性が高まっています。

医療については、エイズ拠点病院において提供されているにとどまり、また、福祉サービスについても、施設側にエイズに対する不十分な認識やH I V感染への漠然とした不安があるなど、十分なサービスが提供されている状況にあるとは言えません。また、薬物注射による感染者の場合、H I V治療とともに、薬物依存からの回復支援も必要となります。

そこで今後は、患者・感染者が必要な医療や福祉サービスを安心して受けることができるよう、関係機関に対する啓発に努めます。

- ① エイズ拠点病院での速やかな受診と医療の提供
- ② 医療関係者によるネットワーク整備
- ③ 必要な福祉サービスが円滑に受けられるネットワーク整備
- ④ エイズ拠点病院との連携により福祉施設従事者への研修実施

(2) 生活全般にわたる支援

患者・感染者への支援は、医療機関によるチーム医療の提供のほか、NPOなどの患者・感染者支援団体による電話相談など独自の対策が行われていますが、偏見・差別の解消や就労支援など、患者・感染者のライフステージを支える必要があります。

<具体的な取組み>

エイズの発症を抑えることが出来るようになったとは言え、体力の低下や治療薬の副作用、さらに職場での理解が不十分、誤解や偏見・差別などにより、患者・感染者は、肉体的にも、精神的にも負担を強いられることとなっています。

そこで今後は、患者・感染者及びその家族が、学校・企業・地域において、安心して生活することができるよう、NPOなど患者・感染者支援団体と連携しながら、支援ニーズ及びその変化を的確に把握すると共に、生活全般にわたる支援が行われる環境づくりに努めます。

- ① 患者・感染者の就労支援のための企業に対する啓発
- ② NPO等と連携した生活支援の情報提供
- ③ 関係機関の連携体制を構築し、患者・感染者等の相談・支援体制の構築に向けた検討

5. 施策の推進

(1) 推進体制

エイズ・性感染症対策については、医療関係者・NPO・教育関係者・福祉関係者・行政など多様な主体が自ら積極的に取り組むと共に、相互理解と連携の下で、推進することが必要であり、仙台市エイズ・性感染症対策協議会は、その調整機能を果たしながら、市民協働による取り組みを推進します。

(2) 進捗管理

エイズ・性感染症対策を総合的かつ効果的に推進するため、年度ごとに、推進状況を把握・評価し、仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会において、協議を行い事業に反映させます。